

【R 7_事業概要】 医療施設浸水対策事業（案）

災害対策事業等実施要綱（抜粋）

第15 医療施設浸水対策事業

1 目的

この事業は、医療施設における浸水対策の充実・強化を図ることにより、洪水等の発生時においても必要な医療が受けられる体制を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) • 国民健康保険団体連合会

- 国民健康保険組合
- 日本赤十字社
- 社会福祉法人恩賜財団済生会
- 全国厚生農業協同組合連合会
- 社会福祉法人北海道社会事業協会
の設置する病院及び診療所の開設者

(2) • 救命救急センター

- 病院群輪番制病院
- 共同利用型病院
- 救急告示病院
- 在宅当番医制病院
- 在宅当番医制診療所
- 在宅当番医制歯科診療所
- 休日夜間急患センター
- 休日等歯科診療所
- 時間外診療実施診療所
- 災害拠点病院
- 災害拠点精神科病院
- へき地医療拠点病院
- へき地診療所
- 周産期母子医療センター
- 小児救急医療拠点病院
- 在宅医療実施病院
- 在宅医療実施診療所
- 在宅医療実施歯科診療所
- がん医療実施診療所
- 脳卒中医療実施病院
- 腎移植施設
- 老人デイケア施設
- 共同利用施設
- 地域医療支援病院
- 特定機能病院

の開設者。

(ただし、

- 地方公共団体
- 地方独立行政法人
- 国民健康保険団体連合会
- 国民健康保険組合
- 日本赤十字社
- 社会福祉法人恩賜財団済生会
- 全国厚生農業協同組合連合会
- 社会福祉法人北海道社会事業協会
を除く。)。

3 事業内容

(1) 止水板等の設置	建物内への浸水を有効に防止できる場所に止水板等（浸水に耐える材質で、取り外し、移動又は開閉が可能なもの）を設置するもの
(2) 医療用設備の移設	水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する「想定浸水深」、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する「基準水位」より高い位置に医療用設備（建物と一体として整備を行う必要のある医療用設備に限る。）を移設するもの
(2) 電気設備の移設	「想定浸水深」又は「基準水位」より高い位置に電気設備（受変電設備、自家発電機設備、分電盤、それらに付随する設備機器等）を移設するもの
(2) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置	建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するもの

4 交付条件

- ・水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する「**浸水想定区域(洪水・雨水出水・高潮)**」、又は
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する「**津波災害警戒区域**」

に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。

徳島県医療施設浸水対策事業費補助金交付要綱

別 表（第2条関係）

1 補助事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
医療施設浸水対策事業	(上記2(1)(2)と同じ) (上記4に該当する医療機関であること。)	(1) 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 51,439 千円 ----- (2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 40,591 千円 ----- (3) 止水板もしくは防水壁の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 72,300 千円 ----- (4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 28,158 千円	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費 止水板もしくは防水壁の設置に必要な工事費又は工事請負費 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費	0.33